



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次

○ 選挙管理委員会告示

- 89 参議院議員通常選挙における選挙長及びその職務代理者並びに和歌山県選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名
- 90 投票用紙の様式
- 91 選挙長等にする届出の受理場所
- 92 選挙公報に掲載する掲載文等の紙面の大きさ
- 93 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等
- 94 政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所等
- 95 ポスター等の撤去
- 96 参議院比例代表選出議員通常選挙における名簿届出政党等名称等掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所等
- 97 選挙会及び選挙分会の場所等

○ 選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等

○ 選挙分会長告示

- 1 選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第89号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及びその職務代理者並びに和歌山県選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成19年7月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

区分	氏名	住所
選挙長	諸木良介	和歌山市内原1109番地
選挙長職務代理者	山本恒男	和歌山市三葛208番地の4
和歌山県選挙分会長	宗正彦	海草郡紀美野町動木228番地
和歌山県選挙分会長職務代理者	森本明雄	和歌山市久保丁2丁目46番地

和歌山県選挙管理委員会告示第90号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成19年7月12日

1 参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙に使用する投票用紙の様式

注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。



平成十九年執行
参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙投票

参議院選挙区

候補者氏名

点字投票

注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。



平成十九年執行
参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙投票

参議院選挙区

候補者氏名

備 考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、うす黄色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

2 参議院比例代表選出議員通常選挙に使用する投票用紙の様式

<p>参議院比例代表選出議員通常選挙投票</p> <p>平成十九年執行</p> <p>（注意） 一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p> <p>（印）和歌県選舉委員會印</p>	<p>参議院比例代表</p> <p>（注意） 一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p> <p>（印）和歌県選舉委員會印</p>	<p>点字投票</p> <p>（注意） 一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p> <p>（印）和歌県選舉委員會印</p>
---	--	---

備 考

- 1 大きさは、おおむね縦 12.8 センチメートル、横 8.0 センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、白色とする。
- 3 文字等の印刷は、赤色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、赤色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第91号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙において、選挙長及び和歌山県選挙分会長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

平成19年7月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
(平成19年7月12日については、和歌山県庁北別館4階第1・第2委員会室)

和歌山県選挙管理委員会告示第92号

平成19年7月29日執行の参議院和歌山県選出議員通常選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第167条第1項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のとおり告示する。

平成19年7月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
1 紙面 おおむね縦15センチメートル、横36センチメートルとする。
2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第93号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第5項の規定による選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成19年7月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
1 参議院和歌山県選出議員通常選挙
(1) 場所 和歌山県庁
(2) 日時 平成19年7月13日 午後5時30分
2 参議院比例代表選出議員通常選挙
(1) 場所 和歌山県庁
(2) 日時 平成19年7月16日 午後3時

和歌山県選挙管理委員会告示第94号

平成19年7月29日執行の参議院和歌山県選出議員通常選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第14条第1項の規定による政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成19年7月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
1 場所 和歌山県庁
2 日時 平成19年7月12日 午後5時30分

和歌山県選挙管理委員会告示第95号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙において、選挙運動のために使用する文書図画で公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条(文書図画の掲示)、第144条(ポスターの数)、第145条(ポスターの掲示箇所等)若しくは第164条の2(個人演説会等の会場の掲示の特例)の規定に違反して掲示したもの若しくは同法第143条の2(文書図画の撤去義務)の規定に違反して撤去しないもの又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で同法第146条(文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限)の規定に該当するものがあるとき、又は政治活動のために使用する文書図画で同法第14章の3(政党その他の政治団体等の選挙における政治活動)の規定に違反して掲示したもの若しくは同法第201条の11(政治活動の態様)第10項及び同法第201条の14(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)第1項の規定に違反して撤去しないものがあるときは、その責任者において速やかに撤去しなければならない。

平成19年7月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

和歌山県選挙管理委員会告示第96号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員通常選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定により、参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成19年7月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
1 場所 和歌山県庁
2 日時 平成19年7月12日 午後7時

和歌山県選挙管理委員会告示第97号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成19年7月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
選挙会
1 場所 和歌山県庁
2 日時 平成19年8月1日 午後2時30分
選挙分会
1 場所 和歌山県庁
2 日時 平成19年8月1日 午後3時

選挙長告示

参議院和歌山選出議員通常選挙選挙長告示第1号

平成19年7月29日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成19年7月12日

参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙

選挙長 諸木 良介

1 場所 和歌山県庁

2 日時 平成19年7月27日 午前11時

選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員通常選挙和歌山県選挙分会長告示
第1号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員通常選挙における選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成19年7月12日

参議院比例代表選出議員通常選挙

和歌山県選挙分会長 宗 正彦

1 場所 和歌山県庁

2 日時 平成19年7月27日 午前11時30分